

毎年恒例のダイエット



この季節恒例のダイエットが始まりました。この日のために、ちゃんとリバウンドもして体調は万全です。

今回は、間食をしないだけのお手軽ダイエットです。

まだ、はじめて3週間経ちませんが、すでに4kg近く減ってます。どんなダイエット方法でも最初の2～3kgは比較的簡単に減っていくので、ここからが本当の戦いです。

間食しないダイエットの利点は、お腹が減った状態でご飯を食べるので、ご飯がとてもおいしく感じる点です。食事内容はけっこういいかげんで、ラーメンを食べたり、飲み会に行ったりもしていますが、それでも少しずつ体重が減っています。なので、それなりに効果があるんだと思います。

空腹を感じているときは、結果にコミットする例のCMのBGMを思い出しつつ、頑張っていきたいと思います。

先月の取り扱い案件

相談者の知らないうちに、相談者に不利な内容の遺言が作成されてしまっていたという相談がありました。

遺言作成時に、被相続人が認知症できちんとした意思表示ができないような場合は、遺言の効力自体を争うこともできますが、そのような事情がない場合には、遺言の内容に従わざるを得ません。ただ、その場合にも遺留分を主張できることがあるので、遺産の総額と自分の取り分をしっかりと確認しましょう。

時事ネタ

お釣りを多くもらいすぎて逮捕されてしまったという事件がありました。

これは、お釣りを渡された段階でお釣りが多いことに気づいていた場合に、そのことを告げずにそのままもらってしまうと詐欺罪が成立するというもので、司法試験的にはとても有名な論点です。

詐欺罪が成立するためには、欺罔（ぎもう）行為（相手を騙す行為）が必要ですが、「お釣りが多いことに気づきながら黙っていること」が不作為の欺罔行為にあたる考えられています。

詐欺罪一般について言えることですが、「騙すつもりはなかった」といって容疑を否認する方が多いです。心の中の問題なので立証は難しいですが、客観的な事実から心の中を推認していくしかありません。本件では、本来ならお釣りが約3000円のはずが、約4万8000円も渡されたんだから、すぐに気づいたんでしょってことです。お札の枚数も倍以上違いますので、個人的にはすぐに気づくのではないかと思います。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒301-0032 茨城県龍ヶ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設